

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																															
		1. 就学援助制度の周知方法																																															
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)の□の内容					(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)の○の内容・補足事項					(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)					(6) (5)の○の内容					(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)					(8) (7)の力の内容							
ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の配布	エ. 就学時健康診断の際に学校説明会で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やソーシャルワーカー等から案内を送付	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	ア. 申請締切を決定し、期間内の申請の受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ. その他	ア. 申請希望する者が学校に提出	イ. 申請希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他	(6) (5)の○の内容	ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	(7)の力の内容																				
62	62	53	52	24	12	13	53	57	2	11	18	18					2	2	56	0	2	2					3	38	13	8	0	3	7	7					22	1	53	33	18	12	12				
東京都	中野区	○	○				○	○					○						○																	○	申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出する。												
東京都	杉並区	○	○	○			○	○					○	当区立学校以外の国公立小中学校に入学した小1・中1及び前年度申請のあった児童生徒がいる世帯へ申請書を郵送。											○				○					○	英語とネパール語版の案内と書き方見本を作成														
東京都	豊島区	○	○	○			○	○			○	ケースワーカーが児童生徒がいる生活保護世帯へ案内							○								○									○													
東京都	北区	○	○	○			○	○			○	転入後も区域外就学を継続する児童生徒がいる世帯には個別に制度案内を送付							○				○	区外の国公立校や区域外就学をしている場合は教育委員会の窓口で申請受付								○				○													
東京都	荒川区	○	○	○			○	○					○					○																		○	区内小中学校に通う全児童生徒に配布している申請書様式は「希望調査」も兼ねており、申請を希望しない者は「希望しない」と回答する必要があるため、保護者の意思が確認できている。												
東京都	板橋区	○	○	○	○	○	○	○					○									○	両面別り(表面:希望調査、裏面:申請書)の書類を全児童に配布。全員が学校へ就学援助の希望の有無を記載した希望調査を提出。新規希望者のみ裏面の申請書も記載し提出している。					○		○	○	○																	
東京都	練馬区	○	○			○	○	○					○					○										○								○	○												
東京都	足立区	○	○	○			○	○					○					○									○										○	○			○	ホームページや広報にも制度概要を記載							
東京都	葛飾区	○	○				○	○					○					○									○																						
東京都	江戸川区	○	○				○	○					○														○																						
東京都	八王子市	○	○	○			○	○					○	昨年度申請実績のある八王子市立学校以外(国・都・私立中や市外の公立校)の在籍者に対して書類を送付														○									○	○											

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		1. 就学援助制度の周知方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		(1)就学援助制度の周知方法 (あてはまるものに○)											(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)						(8) (7)の力の内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広域誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒へ案内を送付	コ. その他	(2) (1)のコの内容	ア. 申請を希望する者が期間内の申請を受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合も申請の届期は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ. その他	(4) (3)のオの内容・補足事項	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他	(6) (5)のキの内容	ア. 目につきやすいサイトや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる児童の目的や不安等を記載	エ. 各賞目の援助額や年間総援助額の記載		オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
62	62	53	52	24	12	13	53	57	2	11	18	18					2	2	56	0	2	2							3	38		13	8	0	3	7	7						22	1	53	33	18	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
東京都	東久留米市	○	○		○		○	○							○				○												○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</

[illegible]

[illegible]

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び事業保護)																							3. 家計急変世帯の認定について(事業保護)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		令和5年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																							(1) 当てはまるもの1つに○										(2) (1)のキの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		＜中学校＞ (1) 実施・検討状況について							＜中学校＞ (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。 イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期							＜中学校＞ (4) (1)でアと回答した場合の支給時期 (複数回答している場合は最初の時期)								＜中学校＞ (5) (1)でウと回答した場合のその理由 (あてはまるもの全てに○)							ア 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ 新たに認定基準等を整備し、その基準にて個別により認定	ウ 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ 就学援助制度以外の経済的支援により対応		オ 新たに認定基準を設けること	カ 対象者がいない	キ その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		ア 入学前支給を行っている	イ 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ 入学前支給を行っていないが、現在検討していない	エ 入学前支給を行っていないが、現在検討していない	オ 入学前支給を行っていないが、現在検討していない	カ その他	＜中学校＞ (2) (1)の力の内容	ア 令和4年度(令和5年度新入学分)以前	イ 令和5年度(令和6年度新入学分)	ウ 令和6年度(令和7年度新入学分)以降	エ 未定	ア 8月以前	イ 8月	ウ 9月	エ 10月	オ 11月	カ 12月	キ 1月	ク 2月	ケ 3月	コ 4月初旬(入学式前)	ア 予算の確保が困難だから	イ 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ 認定回数が増える、支給後に転入した場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ (入学前支給とは異なる)自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ その他	＜中学校＞ (6) (5)のエ及びオの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
0																							54	0	0	0	0	0	0	0					0				0	2	2	16	34	0	1	0	2	1	2	2		30	3	13	0	0	7	9	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東京都	東久留米市	○							○											○									○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																				5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について						6. 就学援助率						
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. (1)で「ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応						令和4年度						
		(1) 令和5年度当初における準要保護の認定基準(該当するものを全てに○)																																
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が障害者である労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況が悪い者、居食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例: 生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例: 生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例: 課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記入してください。)	テ. その他	係数(倍率)	係数(倍率)	(4) (1)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項										
																									倍	倍								
																			倍	倍														
																			倍	倍														
62	62	51	34	30	30	31	38	14	6	26	25	6	6	9	18	23	31	2	0	10	56	0	10	10	13	41	2	4	6	1	1	41	41	
東京都	中野区	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○									1.3				○								20%未満	
東京都	杉並区	○															○				1.3				○						平成29	4		15%未満
東京都	豊島区	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.2				○						平成24	12		15%未満
東京都	北区						○										○				1.2				○						平成24	4		20%未満
東京都	荒川区	○															○				1.2				○						平成24	4		25%未満
東京都	板橋区														○						1.26				○						平成25	7		25%未満
東京都	練馬区	○			○	○	○								○	○					1.2				○								15%未満	
東京都	足立区	○					○										○				1.2				○						平成24	4		30%未満
東京都	葛飾区	○					○									○				○	1.2			前年・現年から申請時に至り、主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給。 準要保護(一般)は1.2倍、準要保護(費目認定)は1.3倍	○						平成29	4		20%未満
東京都	江戸川区	○															○				1.25				○								20%未満	
東京都	八王子市	○	○	○	○	○	○										○				1.25				○						平成30	4		15%未満

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について															5. 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		4. 就学援助制度の機関規定・認定基準について															4. (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		ア 生活保護法に基づいて保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の免除または徴収の猶予	カ 児童手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学給費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ 前年の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等保護者の生活状態が悪く、(例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)を(2)に記入してください。	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に事件が変わるもの)(例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)を(2)に記入してください。	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に事件が変わるもの)(例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)を(2)に記入してください。	チ 特別支援教育就学援助費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	ツ 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記入してください。)	テ、その他	係数(倍率)	係数(倍率)	(4) (1)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	ア 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ 反映させない(従前の認定基準を継続)				ア 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく必要保護の認定基準で否認となつた者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく必要保護の認定基準により再認定など)	イ 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(必要保護者がいない、影響を受ける所保護の認定基準で否認となつた者は、改めて、見直し前の生活保護基準により再認定など)	ウ 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)で「イ」反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。	年	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
倍	倍																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															</

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																										
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																										
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																										
		(1) 費目毎の援助額																														(2) 補足事項												
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																		
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項					
62	62	61	1	1	1	1	1	58	58	1	19	61	1	1	0	0	0	60	60	0	5	37	35	35	1	1	1	0	0	1	10	31	22	22	7	7	7	2	2	0	4	24		
東京都	立川市	○						○	小1- ¥11,660 小2-6- ¥13,970			○					○	64300													○	○	34586											
東京都	武蔵野市	○						○	11630			○					○	54060			○	○	46970								○	○	13629											
東京都	三鷹市	○						○	11630			○					○	54060																										
東京都	青梅市	○						○	11630			○					○	54060			○	○	22000																				学用品費と通学用品費は、「学用品費」として合 わせて支給(通学用品費は小2～小6のみ支 給)	
東京都	府中市	○						○	1年生 12,612 2～6年 生 14,784			○					○	54060			○			○	19100	0					支給実績なし	○	○	27567										
東京都	昭島市	○						○	11630			○					○	54060			○	○	20338								特支のみ	○	○	31850										アレルギー診断書料については、医師の診断 に基づく学校生活管理指導表(アレルギー疾患 用)の文書料を援助。(上限を4,500円とし、保護 者が負担した額を援助。)
東京都	調布市	○						○	11630			○					○	57060			○	○	25410																					
東京都	町田市	○						○	※	「学用品費」は小 学1年生と小学2 ～6年生で金額が 異なります(小学1 年：11,540円 小 学2～6年：13,920 円)		○					○	54060			○	○	17447								○	○	30948											
東京都	小金井市	○						○	11630			○					○	54060			○	○	14162																				・校外活動費(宿泊有)：上記は5年生の金額、6 年生は支給平均額8,505円	
東京都	小平市	○						○	11630			○					○	54060			○	○	8250																					
東京都	日野市	○						○	11630			○					○	64300			○	○	56520									○	○	31658										
東京都	東村山市	○						○	11630			○					○	54060			○	○	0								R4準要保護実績 なし	○	○	34395										・通学用品費は1年生には支給無し
東京都	国分寺市	○						○	13900			○					○	54060																									「通学用品費」…「学用品費・通学用品費」として 含算額を支給。 「校外活動費」「学校給食費」…令和4年度支給 実績の1名平均額を記載。	
東京都	国立市	○						○	13230			○					○	54060														○			○	26000	26000							
東京都	福生市	○						○	11630			○					○	54060														○	○	27312										通学用品費については小2～小6のみ支給。
東京都	狛江市	○						○	11630			○					○	54060			○	○	7920									○	○	15614										狛江市では、小学校において、教育課程として 実施する宿泊を伴う行事を第6年次に実施して います。(狛江市では移動教室と併称) 例年、校外活動費(宿泊を伴うもの)に含めてお りましたが、本年度は修学旅行費に変更しまし た。
東京都	東大和市	○			○	11630	10633					○					○	54060			○	○	1000								R5予算準備	○	○	27014										
東京都	清瀬市	○						○	11630			○					○	54060														○			○	12000	12000							

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		(1) 費目毎の援助額																																		(2)補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																									
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費																																																																																																																																																																																																																																																																													
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																										
62	62	61	1	1	1	1	1	58	58	1	19	61	1	1	0	0	0	60	60	0	5	37	35	35	1	1	1	0	0	1	10	31	22	22	7	7	7	2	2	0	4	24																																																																																																																																																																																																																																																																			
東京都	東久留米市	○						○	※		1年生:11,630円、 2～6年生毎: 13,900円	○					○	54060			○	○	11650																										・学用品費には通学用品費を含む																																																																																																																																																																																																																																																												
東京都	武蔵村山市	○						○			1年生: 11,640 2～6年 生: 13,910	○					○	54060			○	○	11793									○	○	31935																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	多摩市	○						○	11630			○				○	54060			○	○	0									令和4年度支払 実績なし	○	○	5790																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	稲城市	○						○	11630			○				○	54060			○									○		公共の交通機関 を使用の場合は 実費支給だが令 和4年度は支給 実績なし。 車等での通学は 月2,000円支給。 令和4年度支給 平均額年額 18,364円	○	○	35076																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	羽村市	○						○	11630			○				○	54060			○												○	○	31891																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	あきる野市	○						○	11630			○				○	54060			○	○	0									実績なし	○	○	29252																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	西東京市	○						○	11630			○				○	54060			○	○	0									令和4年度実績 なし	○	○	4552																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	瑞穂町	○						○	11630		全学年	○				○	54060															○	○	33004																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	日の出町	○						○	11630			○				○	54060			○	○	9702																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東京都	檜原村	○						○	11630			○				○	54060															○	○	26050																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	奥多摩町	○						○	11630			○				○	54060			○	○	0									実績なし																																																																																																																																																																																																																																																																														
東京都	大島町	○						○	11420			○				○	40600															○	○	20408																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	利島村	○						○	11630			○				○	54060																																																																																																																																																																																																																																																																																												
東京都	新島村	○						○	11630			○				○	54060																																																																																																																																																																																																																																																																																												
東京都	神津島村	○						○	10000			○				○	20000																																																																																																																																																																																																																																																																																												
東京都	三宅村	○						○	5550			○				○	9950																																																																																																																																																																																																																																																																																												
東京都	御蔵島村																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
東京都	八丈町	○						○	11630			○				○	54060																																																																																																																																																																																																																																																																																												
東京都	青ヶ島村	○	○	0							実績なし	○	○	0						実績なし												○	○	0																																																																																																																																																																																																																																																																											
東京都	小笠原村	○						○	11630			○				○	54060															○		○	22690	5000																																																																																																																																																																																																																																																																									

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																														8. その他														
		7. 令和5年度事業保護就学援助額																																												
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																												
		(1) 費目毎の援助額																												(2)補足事項																
学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費																
費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項							
62	62	61	1	1	1	1	1	58	59	1	20	60	1	1	0	0	0	59	59	0	4	37	35	35	1	1	1	0	0	1	12	56	34	34	17	17	17	5	5	0	6	20	5			
東京都	立川市	○						○	中1- ¥22,770 中2・3- ¥25,080			○					○	81000												○	○	67996														
東京都	武蔵野市	○						○	22730			○					○	63000			○	○	72597								○	○	69860													
東京都	三鷹市	○						○	22730			○					○	63000													○	○	71006													
東京都	青梅市	○						○	22730			○					○	63000			○	○	35000								○	○	63000												「学用品費」と「学用品費」を合わせて支給（通学用品費は中2～中3のみ支給）	
東京都	府中市	○						○	1年生 23,880 2～3年生 26,052			○					○	60000			○			○	38600	0					支給実績なし	○	○	65602												
東京都	昭島市	○						○	22730			○					○	63000			○	○	31555							特支のみ	○	○	60952												アレルギー診断書料については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の文書を提出。（上限を4,500円とし、保護者が負担した額を援助。）	
東京都	調布市	○						○	22730			○					○	66500			○	○	75443								○	○	66169													
東京都	町田市	○						○	※	「学用品費」は中学1年生と中学2～3年生で金額が異なります（中学年：22,740円、中学2～3年：25,020円）		○					○	63000			○	○	45111								○	○	56422													
東京都	小金井市	○						○	22730			○					○	60000			○	○	32754								○	○	65716													
東京都	小平市	○						○	22730			○					○	63000			○	○	39170								○		○	70000	63990											
東京都	日野市	○						○	22730			○					○	81000			○	○	45153								○	○	56114													
東京都	東村山市	○						○	22730			○					○	63000			○	○	14912								○	○	67830													・通学用品費は1年生には支給無し
東京都	国分寺市	○						○	25000			○					○	63000												○	○	61969													「通学用品費」・「学用品費・通学用品費」として含算額を支給。 「修学旅行費」「校外活動費」「学校給食費」・・・R4年度支給実績の1名平均額を記載。	
東京都	国立市	○						○	26040			○					○	63000												○		○	62000	59344												申請希望の意思を持ちながら、申請することを失念してしまう世帯を防ぐ狙いから、一度申請していたがいた世帯は特定の学年（小4、中1）のお子さまがいる場合のみ更新が必要とし、それ以外の世帯は4月1日付けでの自動申請としている。 また、令和5年度からは生活保護及び児童扶養手当受給世帯からの申請を省略し、各制度申請の際に併せて就学援助の申請と代えられる同意書を使用する運用に変更した。
東京都	福生市	○						○	22730			○					○	60000												○	○	52236													通学用品費については中2～中3のみ支給。	
東京都	狛江市	○						○	22730			○					○	63000			○	○	73680								○	○	61428													
東京都	東大和市	○			○	22730	21350					○					○	63000			○	○	46080							R5予算単価	○	○	58100													
東京都	清瀬市	○						○	22730			○					○	63000												○		○	55000	53640												令和5年度より電子申請受付

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																														8. その他														
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																												
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																												
		(1) 費目毎の援助額																								(2) 補足事項																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																				
費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項											
62	62	61	1	1	1	1	1	58	58	1	20	60	1	1	0	0	0	59	59	0	4	37	35	35	1	1	1	0	0	1	12	56	34	34	17	17	17	5	5	0	6	20	5			
東京都	東久留米市	○					○	※		1年生:22,730円、2-3年生:25,000円	○					○	63000			○	○	0							実績なし	○	○	60885											・学用品費には通学用品費を含む			
東京都	武蔵村山市	○					○		1年生:22,740 2~3年生:25,010			○			○	60000			○	○	13706									○	○	54599														
東京都	多摩市	○					○	22730			○				○	63000			○	○	0							令和4年度支払実績なし	○	○	50043													特になし		
東京都	稲城市	○					○	22730			○				○	60000			○							○	公共の交通機関を使用の場合は実費支給だが令和4年度は支給実績なし。 車等での通学は月2,000円支給。 令和4年度支給平均額年額19,500円	○	○	65296															・「3. 家計急変世帯の認定について(準要保護)」の(1)アにつきまして、令和3年度に新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえて、新たに新設した基準を今年度も使用しております。	
東京都	羽村市	○					○	22730			○				○	63000													○	○	63720															
東京都	あきる野市	○					○	22730			○				○	63000			○	○	0								実績なし	○	○	52945														
東京都	西東京市	○					○	22730			○				○	63000		令和5年度増額のため、前年度に前倒し支給を受けている者は差額(3,000円)を支給	○	○	0							令和4年度実績なし	○			○	63000	61749												
東京都	瑞穂町	○					○	22730		全学年	○				○	63000													○	○	53545															
東京都	日の出町	○					○	22730			○				○	60000			○	○	0							実績なし	○	○	60152															
東京都	檜原村	○					○	22730			○				○	63000													○	○	57049															
東京都	奥多摩町	○					○	22730			○				○	63000			○	○	0							実績なし	○	○	10263															
東京都	大島町	○					○	22320			○				○	47400													○	○	70244															
東京都	利島村	○					○	22730			○				○	63000																														
東京都	新島村	○					○	22730			○				○	63000																														
東京都	神津島村	○					○	20000			○				○	40000																														
東京都	三宅村	○					○	10850			○				○	11450																														
東京都	御蔵島村																																													
東京都	八丈町	○					○	22730			○				○	63000																														
東京都	青ヶ島村	○	○	0						実績なし	○	○	0					実績なし											○	○	0												実績なし			
東京都	小笠原村	○					○	22730			○				○	63000												○			○	63000	40000											R4年度まで定額支給(40,000円)だったがR5より上限額以内での実費負担分を支給する。		